

棋譜情報のライブ配信と不法行為の成否（囲碁将棋チャンネル王将戦事件）

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 7 年 1 月 30 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（ネ）第 338 号、令和 6 年（ネ）第 1217 号
【事 件 名】 不正競争行為差止等請求控訴・同附帯控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決一部取消、一部棄却
【参 照 法 令】 不正競争防止法 2 条・3 条・4 条・14 条、民法 709 条
【掲 載 誌】 判タ 1543 号 126 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574069

関西大学教授 泉 克幸

事実の概要

X（被控訴人兼附帯控訴人（一審原告））は、YouTube およびツイキャス（それぞれ、グーグルおよびモイ株式会社が運営する動画配信サービス）において、オリジナル将棋の動画を配信し、収益を得ている動画配信者である（以下、YouTube とツイキャスを合わせて「YouTube 等」、グーグルとモイ社を合わせて「グーグル等」という）。Y（控訴人兼附帯被控訴人（一審被告））は、インターネット上で、囲碁将棋の実況中継等の番組を有料で動画配信すること等の事業を営む株式会社である。

X は、YouTube 等に本件動画を投稿し、いわゆるライブ配信を行った。本件動画は日本将棋連盟等の主催に係る王将戦および銀河戦につき、Y が同連盟等から放送・配信する権利の許諾を受けて行っているインターネットサービスによる有償配信で両棋戦を観戦し、ほぼ同時に X が配信する動画の盤面上に棋譜情報（盤面の推移と指し手順の情報）を再現するものである。本件動画では、盤面のほか AI によって計算された各対局者の指し手の評価値が表示されるほか、視聴者同士や X とのチャットのコミュニケーションが行われるが、本件動画内において、Y が配信する動画の映像、画像、音声そのものは表示されない。Y はグーグル等に対して著作権侵害を理由に削除申請（「本件削除申請」）を行い、本件動画は配信が停止された。X は本件削除申請が不競法 2 条 1 項 21 号の不正競争（営業誹謗行為）に当たると主張して、Y に対し、差止めや損害賠償の支払いなどを求めた。

原判決（大阪地判令 6・1・16 判時 2620 号 59 頁）

は、本件削除申請は X の「営業上の利益」を侵害するものと認め、X の請求を一部認容した。Y は自己の敗訴部分を不服として控訴し、X も敗訴部分の取消しを求めた附帯控訴を提起した。

Y は、本件削除申請が不競法 2 条 1 項 21 号に該当し営業上の利益を侵害されたとする X の主張に対して、本件動画の配信は不法行為に該当するから、X が侵害を主張する営業上の利益は法律上保護される利益とはいえない旨を主張した。

判決の要旨

取消自判（控訴事件）、控訴棄却（附帯控訴事件）。

「棋戦を主催（新聞社等あるいは X との共催を含む。）する日本将棋連盟は、棋戦を放送・配信する権利を許諾することで収益を上げ、これにより棋戦を主催するための開催・運営費用を賄っていること、そして、上記許諾を受けた X が放送配信事業者は、当該棋戦を有償配信し、これにより棋戦の配信の権利の許諾を受けるために負担した協賛金ないし契約金を回収し、さらに利益を上げようとしているものと認められるが、日本将棋連盟がリアルタイムの棋戦の放送・配信につき、このようなビジネスモデルを採用する理由は、同連盟の目的を達成するための事業をする上で、将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないことから、会場を用意する主催者として物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を、Y のような放送配信事業者を介して将棋ファンに提供することで、将棋ファンから上記放送配信事業者を介して対価を徴収し、これ

により開催・運営費用等を賄うとともに利益を上げ、もって将棋文化の向上発展に寄与しようとしているものと考えられる。……Yの収益構造も、このようなビジネスモデルに組み込まれたものということができる。」「Xによる本件動画の配信は、対価を支払ってYから配信を受ける将棋ファンを減少させるものであって、このことによってYに対して直接的に損害を生じさせるものであるし、また、このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、Yの収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないものといえる。」

「Xは、上記のような動画配信をすることで日本将棋連盟及びそのビジネスモデルに組み込まれたYを害する目的すらあったことさえるかがえる。」

「Xは、YのみならずX同様の棋戦の動画配信者と棋戦の配信を巡って競争する関係にあるといえるが、Yはそのために多額の費用負担をしているわけであるし、他の棋戦の動画配信者は主催者の定めるところに従い、リアルタイムでの棋譜情報そのものを配信せず他の部分で工夫をして視聴者を惹きつけることで視聴者獲得の競争をしていることがうかがえるから、一視聴者としての費用を負担するのみでリアルタイムの棋譜情報を取得し、これを動画配信において利用することで視聴者にアピールして収益を上げ、しかも、これによりYに対して故意に損害を与えているXによる本件動画配信は、明らかに上記競争の枠外の行為をしているものということができる。」「少なくともYが棋戦をリアルタイムで配信するまさにそのときになされたXによる本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱してYの営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成するといふべきである。」

「Xによる本件動画の配信は、Yの営業上の利益を侵害する違法なものであって不法行為に該当し、これによって得られる利益は法律上保護される利益に該当しないから……Xには不競法によって保護されるべき『営業上の利益』も『営業上の信用』も存在するとはいえない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、インターネット上で囲碁将棋の有料動画配信の事業を行っているYが、本件動画をライブ配信していたXの行為につき、著作権侵害を理由に本件削除申請をしたところ、Xが、本件動画はYの著作権を侵害しないため、本件削除申請は不競法2条1項21号(以下、単に「21号」ともいう)に当たると主張して差止めや損害賠償等をYに求めたものである。原審である大阪地裁は、本件削除は21号が規定する「虚偽事実の告知」に当たり、Xの「営業上の利益」を侵害したと判示した。これに対し本判決は、Xの本件動画配信は不法行為に該当し、これによって得られた利益は不競法によって保護される「営業上の利益」を侵害されたとはいえないとして、Xの請求を排斥した。

本件動画には棋譜情報(盤面の推移と指し手順の情報)が含まれているが、Yは棋譜自体の著作物性を争っておらず、本判決は棋譜が著作物でないことを前提として、Xによる本件動画配信を不法行為と認めた。そのため、本判決は、著作権を含む知的財産権の侵害を構成しない成果物あるいは情報の利用行為¹⁾について、一般不法行為法による保護の可否およびその基準を分析検討する際に重要かつ有益な事例の1つとして理解できる²⁾。

二 本判決以前の状況

知的財産権侵害に当たらない行為について、別途、不法行為が成立するかという論点に関して最高裁は、ベルヌ条約によって我が国が保護の義務を負わない著作物(著6条3項)(本件映画)の無断放送の事案において、「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法6条もその趣旨の規定であると解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用

行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」(下線筆者)と判示している(最判平23・12・8民集65巻9号3275頁[北朝鮮事件])。北朝鮮最判以前は、「民法第709条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである」との一般論の下、著作物性が否定された成果物について、不法行為による保護を認めた事例が存在していた³⁾。しかし、北朝鮮最判は著作権侵害が否定される事案について不法行為が成立する場合を厳格に解したためか⁴⁾、同最判以降は、著作権法の保護が否定され、不法行為の成立が問題となった事案において、各下級審は同最判の判示部分を引用し、結論としてその成立をほとんどの事例で否定した⁵⁾。他方で、不競法違反の事案でも北朝鮮最判の判示部分が用いられるケースもあるが、秘密情報や商品等表示、信用棄損が問題になり不競法に違反しない事案において、不法行為の成立が問題になった判決例が複数存在する⁶⁾。同じ知的財産法に属するとはいえ、保護対象を定義してその保護範囲を明確にする著作権法と、行為に着目して規制を行う不競法との違いであろう。

学説においては、まず、知的財産権侵害に当たらない行為については不法行為の成立を認めることに消極的な立場をとるものがある。例えば、民法分野で、「特別法において、何が不法行為構成要件を構成する行為かという態度決定をするにあたり、特別法上の規律対象とする分野で不法行為となる行為類型と、不法行為とならない行為類型とを、利害関係のある当事者各層の権利・利益および公共の利益等をも考慮に入れて判断をして」おり、「特別法の下で不法行為類型の完結的な選択決定がされている以上、そこに『規律の欠缺』はなく、したがって、この選択・決定と矛盾する一般不法行為法による補充は認められない。これが原則である」⁷⁾などと説かれている。知財法分野でも、「組織化されやすい者の利益の保護が問題となっているのであれば、早晚、政策形成過程に反映されることになるのであるから……知的財産権を創設する方向の作業は立法の決定に任せるか、あるいは自由放任という形で市場に委ねて

おくことを原則とし、司法による保護の創設には、慎重であって然るべきであろう」⁸⁾との見解がある。これらのいわば厳格説に対し、知財法分野では、「知的財産法によって与えられる保護の内容と不法行為法のみによるそれとは、差止請求権の有無、保護範囲の明確性、保護期間等の点において相違があるため、知的財産法によって保護されない場合に不法行為法による保護を与えたとしても、直ちに知的財産法の趣旨を潜脱することになるとは限らない」⁹⁾と述べ、不法行為法による救済を柔軟に認める立場も示されている¹⁰⁾。

三 「営業上の利益侵害」の意義

北朝鮮事件最判は、知的財産権侵害に当たらない行為について、「特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」と判示したが、逆に解せば、特段の事情が存すれば不法行為の成立が認められることになる。実際、同最判では「営業上の利益侵害」がこれに当たることを前提に検討している¹¹⁾(ただし、結論としては、営業上の利益侵害を否定している)。

近時、知的財産権侵害が認められないケースであって、不法行為の成否が争われた事案において北朝鮮最判を引用し、「特段の事情」としての「営業上の利益侵害」が肯定されるとして、不法行為の成立を認める事案が現れた。最初に登場したのが、著作物に該当しないバンドスコアを無断で模倣し、ウェブサイトにて無料で公開したことが不法行為を構成すると判断されたバンドスコア事件¹²⁾である。次に、竜王戦の棋譜を利用した動画をYouTubeにおいて配信した行為について不法行為の成立を認めた竜王戦事件¹³⁾が登場した。本判決は、これらの事件に続いて、知的財産権侵害に当たらないケースにおいて、Xの動画配信がYの営業上の利益を侵害することを理由に、不法行為が認められた事案ということになる。

本判決は北朝鮮最判を明示的には引いていない。その理由は、成果物を無断利用されたと主張する者が、当該無断利用行為は不法行為を構成するとして訴えを提起したのではなく、本件削除申請と不競法上の「営業上の利益」との関係で(すなわち、「営業上の利益」の解釈の中で)不法行為の成否が問題となったためであろう。しかし、本判決も「営業上の利益侵害」の有無によって不法行為の成否を判断しており、判断基準は共通である

といったよい。

四 本判決について

本判決は、棋戦を主催する連盟のビジネスモデルを詳細に認定している。具体的には、「[連盟の]収益全体の50%超は……棋譜の利用権の許諾やリアルタイムでの棋戦の放送・配信の権利で賄われており、タイトル戦の棋譜は……連盟及び各新聞社・通信社が管理し……タイトル戦終了後も自由な使用を許していない」といった点である。そして、このビジネスモデルに組み込まれ、あるいは、その一部として機能するXと、Xから配信を受けて動画配信を行うY、さらにはY以外の棋戦の動画配信者とは、棋戦の動画配信を巡って競争関係にあることを前提に、「棋戦をリアルタイムで配信する……本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱してXの営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成する」と判示している。こうした認定と判示から分かるように、本判決が保護しようとした対象は、実質的には連盟が構築した「ビジネスモデル」である。その意味で、当該ビジネスモデルに棋譜が大きく関わっているものの、本判決は知的財産法が対象としない成果物あるいは情報¹⁴⁾について、不法行為法が保護を認めた事例ではないとも評価できる。

本判決はXとYの競争関係を肯定するが、将棋ファンの多くは棋譜の専門的な意味を理解する知識を持ち合わせておらず、その興味や関心は対戦する棋士の表情や所作、解説者と聞き手のやり取り、対局場や棋士の食事に関する情報などにある。したがって、Xの動画配信のユーザーのうち、無料とはいえ、Yの動画に視聴を乗り換える者は多くないのではないか（需要の代替性の問題）、換言すれば、両者のユーザー層の重なりは小さく、Xの動画配信がYのそれに取って代わる割合は少ないのではないか（判決はこうした理解と異なる認定がなされているが）と思われる。また、判決は本件動画の配信は「自由競争の範囲を逸脱する」と判示するが、ここでいう「自由競争」は連盟が構築したビジネスモデルを前提にしたものであり、法が保護すべきとして本来予定している自由競争とは、かなり異質なものであるとの評価もできよう。

●——注

1) ここでは不競法違反を構成しない行為も含んでいる(以

下同じ)。

- 2) 本件控訴審判決の評釈として末宗達行「判批」コピー 786号(2025年)29頁、何柯燭「判批」知的財産法政策学研究72号(2026年)369頁。また、本件の分析も含めて、棋譜の保護について広く検討するものとして松尾剛行『棋譜に著作権はあるのか』(弘文堂、2026年)。
- 3) 東京高判平3・12・17知的裁集23巻3号808頁、判時1418号120頁[木目化粧紙事件]、東京地中間判平13・5・25判タ1081号267頁[翼システム事件]など。
- 4) また、競走馬の名称の無断使用がパブリシティ権侵害に該当するかが争われた最判平16・2・13民集58巻2号311頁[ギャロップレーサー事件]においても最高裁は、「違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできない」と判示して、厳格な姿勢を示している。
- 5) 具体的には、上野達弘「民法不法行為による不正競争の補完性」別冊パテント29号(2023年)15頁、24頁注15参照。
- 6) 具体的には、山根崇邦「北朝鮮事件最高裁判決後の一般不法行為の成否」JLT109号(2025年)1頁、12頁の〔表〕参照。
- 7) 潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』(信山社、2013年)91～92頁。この説は、北朝鮮最判の調査官解説(山田真紀「判解」最判解民事篇平成23年度(下)727頁、733～734頁)の中で、肯定的に引かれている。
- 8) 田村善之「知的財産権と不法行為」同編『新世代知的財産法政策学の創成』(有斐閣、2008年)3頁、42～43頁。
- 9) 上野・前掲注5)40頁。
- 10) このほか、知財分野の学説における立場の違いについては、何・前掲注2)426～435頁を参照。
- 11) 知的財産権侵害に当たらない場合に不法行為の成立を厳格に解する潮見・前掲注7)も、「営業上ないし営業活動上の利益という観点」から一般不法行為法上の保護を受ける余地を肯定する(92～93頁)。また、田村・前掲注8)も、「問題のフリー・ライドを放置しておく、インセンティブが過度に不足し、成果開発の投資が過少となる場合であって、必要となる成果の供給が過度に不足するということが裁判所にとって明らかな場合は司法による介入も許される」とする(43頁)。
- 12) 東京高判令6・6・19判タ1534号105頁。なお、一審(東京地判令3・9・28〔東京地判平成30年(ワ)第19860号・第33090号〕)は、模倣を認定しなかった。
- 13) 東京地判令7・5・21(令和5年(ワ)第22169号)。なお、控訴審(東京高判令8・3・12〔令和7年(ネ)第3343号〕)は損害賠償額を減額したが、不法行為の判断は一審をほぼ維持している。
- 14) 学説は棋譜の著作物性を否定するものが多いが、肯定する説もある。何・前掲注2)437頁以下、松尾・前掲注2)109頁以下参照。